

旧能登・門前ファミリーイン ビューサンセット等跡地売買に係る覚書(案)

売払人 輪島市(以下「甲」という。)と事業候補者_____ (以下「乙」という。)は、市有財産の売買に関する覚書を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立ってこの覚書を誠実に履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次の市有財産を乙に売り渡すものとする。

所在地(代表地番)	地目(地目変更後)	地積
輪島市門前町千代ハ4番2	雑種地	33,913.66 m ²

2 甲は、建物解体後に前項の市有財産に複数ある筆・地目等の登記事項の整理を行うものとする。

(不動産売買仮契約の締結)

第3条 甲及び乙は、前条第2項により登記事項の整理を行った後、不動産売買仮契約(以下「仮契約」という。)を締結するものとする。

2 仮契約は、輪島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年輪島市条例第53号)第3条の規定により、輪島市議会の議決に付し、可決を得たときに不動産売買契約(以下、「本契約」という。)として成立するものとする。ただし、議会の議決に付し、可決が得られず、本契約として成立しないときは、仮契約は無効とし、甲は、乙に対していかなる責任も負わないものとする。

(買受人の指定)

第4条 乙は、前条により仮契約が本契約として成立した後は、買受人となるものとする。

2 乙が、企業グループである場合は、その企業グループの全構成員が買受人になるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この覚書上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(甲の責務)

第6条 甲は、乙と仮契約を締結するときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2の規定により、随意契約によるものとする。

(乙の責務)

第7条 乙は、甲と仮契約を締結する際は、契約条項を確認の上、前条の随意契約に応じるものとする。

(事業候補者の決定の取消し)

第8条 甲は、乙が次の事由に該当するときは、事業候補者の決定を取り消すことができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により売買が困難となった場合

(2) 不可効力その他甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由により売買が困難となった場合

2 乙は、売買が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲に報告するものとし、甲に生じた損害は乙が賠償するものとする。

(協議事項)

第9条 この覚書に関して定めのない事項、又は、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、仮契約の締結をもって効力を失う。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市
輪島市長 坂口 茂

乙